郡山市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

（設置）

第１条　本市における男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、郡山市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という 。） を置く。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項を所管する。

⑴ こおりやま男女共同参画プランの策定に関すること。

⑵ こおりやま男女共同参画プランの進行管理に関すること。

⑶ その他男女共同参画の推進に関し必要なこと。

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長には市民部長、副会長には市民部次長をもって充てる。

３　委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

４　会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　会長は、必要に応じ委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第５条　推進会議の庶務は、ダイバーシティ推進課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は平成13年11月１日から施行する。

（郡山市女性行動計画庁内連絡会議設置要綱の廃止）

２　郡山市女性行動計画庁内連絡会議設置要綱（平成４年10月２日制定）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成24年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和４年11月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

	職　　　　　　　名
委　員	総務部次長
委　員	政策開発部次長
委　員	財務部次長
委　員	税務部次長
委　員	文化スポーツ観光部次長
委　員	環境部次長
委　員	保健福祉部次長
委　員	こども部次長
委　員	農商工部次長
委　員	建設構想部次長
委　員	都市構想部次長
委　員	上下水道局次長
委　員	教育総務部次長
委　員	学校教育部次長
委　員	選挙管理委員会事務局長
委　員	農業委員会事務局長